政　令

国立大学法人法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年七月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五十五号

国立大学法人法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）の施行に伴い、この政令を制定する。

国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、第二十三号を削り、第二十四号を第二十二号とし、第二十五号から第六十二号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二項の表児童福祉法第二十条第五項の項及び母子保健法第二十条第五項の項を削る。

附　則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

文部科学大臣　下村　博文

内閣総理大臣　安倍　晋三

中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年七月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五十六号

中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第八項、第七条第一項及び第六十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（中東呼吸器症候群の指定）

第一条　中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る。次条及び第三条第一項（同項の表を除く。）において単に「中東呼吸器症候群」という。）を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第六条第八項の指定感染症として定める。

（法第七条第一項の政令で定める期間）

第二条　法第七条第一項の政令で定める期間は、中東呼吸器症候群については、この政令の施行の日以後同日から起算して一年を経過する日までの期間とする。

（法の準用）

第三条　中東呼吸器症候群については、法第八条第一項、第十二条（第四項及び第五項を除く。）、第十三条、第十五条、第十六条から第二十五条まで、第二十七条から第三十条まで、第三十四条、第三十五条、第三十六条（第三項を除く。）、第三十七条、第三十八条（第七項を除く。）、第三十九条第一項、第四十条から第四十四条まで、第五十七条（第四号から第六号までを除く。）、第五十八条（第八号、第九号、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）、第五十九条、第六十一条第二項及び第三項、第六十三条、第六十三条の二、第六十四条第一項、第六十五条、第六十五条の三並びに第六十六条の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号。以下この条において「令」という。）の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法第八条第一項	一類感染症の疑似症患者又は二類感染症のうち政令で定めるもの	中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る。以下単に「中東呼吸器症候群」という。）
法第十二条第一項	それぞれ一類感染症の患者又は二類感染症	中東呼吸器症候群の患者
	次に掲げる者	中東呼吸器症候群の患者
	第一号に掲げる者については直ちに	直ちに
	、第二号に掲げる者については七日以内にその者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの	最寄りの
法第十二条第二項	同項第一号に掲げる者に係るものについては直ちに、同項第二号に掲げる者に係るものについては厚生労働省令で定める期間内に	直ちに
法第十二条第六項	第一項各号に規定する感染症	中東呼吸器症候群
法第十三条第一項	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のうちエボラ出血熱、マールブルグ病その他の政令で定める感染症ごとに当該感染症を人に感染させるおそれが高いものとして政令で定めるサルその他の動物	ヒトコブラクダ
	当該感染症に	中東呼吸器症候群に
法第十三条第二項	前項の政令で定める動物	ヒトコブラクダ
	同項の政令で定める感染症	中東呼吸器症候群
	同項の規定	前項の規定
法第十三条第四項	動物について	ヒトコブラクダについて
法第十三条第五項	第一項の政令で定める動物	ヒトコブラクダ
	同項の政令で定める感染症	中東呼吸器症候群